

- 建設キャリアアップシステムに登録される情報や建設技能者の能力評価を活用し、専門工事企業の施工能力等の見える化評価を実施しています。
- 見える化評価の対象職種及び評価の申請については、見える化評価を行う各実施機関のホームページの手続きに沿って申し込みください。  
※国交省HP ⇒ [https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const.tk2\\_000130.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const.tk2_000130.html)

## 見える化評価の手続き概要

◎評価を受ける職種について建設キャリアアップの事業者登録を行っている必要があります。

### ① 評価手数料の振込み

(各評価実施機関の指定口座に振込み)

### ② 見える化評価の申請

(各評価実施機関に対して直接申請:メール又はWEB)

#### 必要な申請書類

※必要書類は各団体HPIにて必ずご確認ください

- ① 評価申請書
- ② 評価申請内容の確認書類
- ③ 振込証明書 ※振込時の領収書等を添付

◆申請書類様式は、各見える化評価実施機関HPIにてダウンロードできます

### ③ 評価実施機関にて見える化評価審査を実施

### ④ 評価結果通知書の送付

※評価結果通知書の送付までの期間は評価実施機関ごとに異なりますので、各団体へお問い合わせ下さい。

### ⑤ 評価結果の公表(国交省HP及び団体HP)

## 見える化評価の実施フロー

